

福岡県公報

平成二十二年九月十三日
第三千百六十号
増刊 ①

目次

告 示 (第千四百五十六号)

福岡県資料室利用規程の一部を改正する告示

(調査統計課) …………… 一

告 示

福岡県告示第千四百五十六号

福岡県資料室利用規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年九月十三日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県資料室利用規程の一部を改正する告示

福岡県資料室利用規程(昭和二十七年十月福岡県告示第五百九十四号)の一部を次の

ように改正する。

第十二条第二項ただし書中「とき」の下に「及び資料を利用する者が持参した電磁的記録媒体に複写するとき」を加える。

第十二条第三項の表を次のように改める。

電磁的記録を用紙に出力したもの	複写機により複写したもの		単 位	金 額
	多色刷り	単色刷り		
多色刷り	一枚	一枚	一枚	三十円
単色刷り	一枚	一枚	一枚	十円

備考 日本工業規格A列三番以下の大きさの用紙を用いることとする。また、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として算定する。

附 則
この告示は、公布の日から施行する。